

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年11月12日 |
| 【四半期会計期間】 | 第107期第2四半期（自平成22年7月1日至平成22年9月30日） |
| 【会社名】 | 浅香工業株式会社 |
| 【英訳名】 | ASAKA INDUSTRIAL CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 鳥田 長秋 |
| 【本店の所在の場所】 | 堺市堺区海山町2丁117番地 |
| 【電話番号】 | (072)229-5137 |
| 【事務連絡者氏名】 | 専務取締役管理本部本部長 藤田 敏雄 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 堺市堺区海山町2丁117番地 |
| 【電話番号】 | (072)229-5137 |
| 【事務連絡者氏名】 | 専務取締役管理本部本部長 藤田 敏雄 |
| 【縦覧に供する場所】 | 浅香工業株式会社東京支店 (さいたま市南区文蔵4丁目11番5号) 浅香工業株式会社名古屋支店 (愛知県春日井市勝川新町3丁目4番地) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

(注) 東京支店及び名古屋支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の便宜のために縦覧に供しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第106期 第2四半期 累計期間 | 第107期 第2四半期 累計期間 | 第106期 第2四半期 会計期間 | 第107期 第2四半期 会計期間 | 第106期 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 会計期間 | 自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日 | 自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日 | 自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日 | 自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日 | 自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日 |
| 売上高(千円) | 3,719,997 | 3,596,341 | 1,795,044 | 1,948,929 | 6,882,699 |
| 経常利益又は経常損失() (千円) | 22,534 | 13,755 | 9,822 | 44,141 | 35,080 |
| 四半期(当期)純利益又は四半期 純損失()(千円) | 18,677 | 50,386 | 3,585 | 21,893 | 21,176 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金(千円) | - | - | 829,600 | 829,600 | 829,600 |
| 発行済株式総数(株) | - | - | 10,370,800 | 10,370,800 | 10,370,800 |
| 純資産額(千円) | - | - | 2,169,460 | 2,142,549 | 2,201,602 |
| 総資産額(千円) | - | - | 5,265,170 | 5,155,297 | 4,831,794 |
| 1株当たり純資産額(円) | - | - | 216.58 | 213.94 | 219.82 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益 又は四半期純損失()(円) | 1.87 | 5.04 | 0.36 | 2.19 | 2.12 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円) | - | - | - | - | - |
| 1株当たり配当額(円) | - | - | - | - | 2.00 |
| 自己資本比率(%) | - | - | 41.1 | 41.4 | 45.4 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー(千円) | 71,872 | 126,955 | - | - | 116,697 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー(千円) | 18,654 | 1,430 | - | - | 33,586 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー(千円) | 69,851 | 65,251 | - | - | 129,541 |
| 現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円) | - | - | 729,922 | 763,259 | 700,125 |
| 従業員数(人) | - | - | 158 | 159 | 156 |

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が無いため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第107期第2四半期累計期間は、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、第106期第2四半期累計期間、第106期第2四半期会計期間、第107期第2四半期会計期間及び第106期は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、それぞれ記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年9月30日現在

| | |
|---------|---------|
| 従業員数（人） | 159（17） |
|---------|---------|

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第2四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 生産高(千円) | 前年同四半期比(%) |
|---------------|---------|------------|
| 生活関連用品(ショベル類) | 247,811 | - |

- (注) 1. 金額は平均販売価格によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当第2四半期会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 商品仕入高(千円) | 前年同四半期比(%) |
|----------|-----------|------------|
| 生活関連用品 | 1,094,464 | - |
| 物流機器 | 474,081 | - |
| 合計 | 1,568,546 | - |

- (注) 1. 金額は平均販売価格によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社の製品(ショベル類)は受注見込による生産方法をとっております。

(4) 販売実績

当第2四半期会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 販売高(千円) | 前年同四半期比(%) |
|---------------|-----------|------------|
| 製品 | | |
| 生活関連用品(ショベル類) | 236,462 | - |
| 商品 | | |
| 生活関連用品 | 1,203,384 | - |
| 生活関連用品 計 | 1,439,846 | - |
| 物流機器 | 509,082 | - |
| 合計 | 1,948,929 | - |

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期会計期間におけるわが国経済は、企業の景況感も上向き、業績も回復傾向で推移してまいりましたが、円高の進展を始め、個人消費も未だ弱含みの状態で内需も伸び悩み、予断を許さない状況が続いております。

このような情勢下におきまして、当社は懸命な拡販策をとってまいりましたが、当社を取り巻く環境は依然として厳しく、当第2四半期会計期間の業績につきましては、企業の設備投資の縮小による需要の減少や価格競争、個人消費の低迷等の不振要因もありましたが、売上高は1,948百万円（前年同期1,795百万円）と前年に比し、153百万円の増収となりました。

利益面につきましては、更なるコストの低減・諸経費の節減等、全社をあげて損益改善に努力を重ねました結果、営業利益は35百万円（前年同期は21百万円の営業損失）、経常利益は44百万円（前年同期は9百万円の経常損失）となりました。また、保有株式の時価の下落による投資有価証券評価損1百万円を特別損失として積み増し計上した結果、当第2四半期会計期間の四半期純利益は21百万円（前年同期3百万円）となりました。

なお、セグメント別の業況は次のとおりであります。

（生活関連用品）

ショベル類につきましては、土木建築関連の需要の減少や、廉価品との価格競争等もありましたが、国内向け売上高は210百万円となりました。輸出は価格調整等も踏まえ受注に努めましたが、売上高は25百万円となり、ショベル類全体の売上高は236百万円となりました。

また、アウトドア用品類、工事・農業用機器類も土木建築関連の需要の減少、個人消費の低迷等の不振要因もありましたが、売上高は1,203百万円となりました。

（物流機器）

物流機器関連の市場も若干回復の傾向が見られますが、依然として価格競争は厳しく受注にいたらぬ物件もあって、売上高は509百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

以下の記載内容は前事業年度末と比較しております。

（流動資産）

現金及び預金は57百万円増加し846百万円となりました。受取手形及び売掛金は367百万円増加し1,773百万円となったものの、未収入金は102百万円減少し186百万円となりました。また、商品及び製品は58百万円増加し932百万円となりました。その結果、流動資産の残高は374百万円増加し3,903百万円（前事業年度末は3,529百万円）となりました。

（固定資産）

有形固定資産は28百万円減少し335百万円となりました。投資有価証券は22百万円減少し450百万円となりました。その結果、固定資産の残高は51百万円減少し1,251百万円（前事業年度末は1,302百万円）となり、総資産合計は323百万円増加し5,155百万円（前事業年度末は4,831百万円）となりました。

（流動負債）

支払手形及び買掛金は399百万円増加し1,602百万円となりました。短期借入金金は63百万円減少し903百万円となりました。また、賞与引当金は9百万円増加し45百万円となりました。その結果、流動負債の残高は355百万円増加し2,713百万円（前事業年度末は2,357百万円）となりました。

（固定負債）

長期借入金金は18百万円増加し112百万円となりました。退職給付引当金は4百万円増加し156百万円となりました。その結果、固定負債の残高は26百万円増加し299百万円（前事業年度末は272百万円）となりました。

（純資産）

利益剰余金は70百万円減少し850百万円となりました。これは配当金の支払額19百万円と第2四半期累計期間の四半期純損失50百万円によるものであります。また、その他有価証券評価差額金は17百万円増加し8百万円となり、繰延ヘッジ損益は5百万円減少し10百万円となりました。その結果、純資産合計は59百万円減少し2,142百万円（前事業年度末は2,201百万円）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、第1四半期会計期間末に比べて70百万円減少し、当第2四半期会計期間末には763百万円となりました。

なお、当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、63百万円（前年同期は18百万円の収入）となりました。これは主に売上債権の増加額が216百万円となったものの、税引前当期純利益と仕入債務の増加額及びたな卸資産の減少額の合計が276百万円となったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、1百万円未満（前年同期は22百万円の支出）となりました。これは主に定期預金の預入による支出が9百万円となったものの、保険積立金の解約による収入が19百万円となったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、134百万円（前年同期は99百万円の支出）となりました。これは主に短期及び長期借入金の返済による支出129百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる特定の者の大規模買付行為（議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為）を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えますが、当社株主の皆様が、その有する権利に関して重大な影響を持ちうる大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた適切かつ十分な情報の提供および大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が、必要不可欠なものであると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は寛文元年（1661年）に創業いたしました。その後、明治24年にシヨベル、スコップの国産化に成功して以来、「良品声無くして人を呼ぶ」という経営理念に沿った品質第一主義の製品・商品創りに徹し、象印のシンボルマークをもって業界をリードするメーカーとしての地位を築いてまいりました。昨今の品質を度外視した海外からの廉価品が溢れる市場の中で、プロが作り、プロが使用する品質本位のモノ作りをする技術の伝承とともに、自然環境との共生、少子高齢化時代を見据えた新たな商品開発に徹することが、当社の社会的使命であり、これを実現していくことが、長期にわたり当社の企業価値を向上させ株主共同の利益確保に資するものであると考え、企画開発室を中心に新製品の開発、既存商品の改善等に取り組んでおります。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社株式等に対する大規模買付行為を行う場合の手続きとして、大規模買付者に対して、買付行為の前に、当社取締役会に対し十分な情報提供をすること、その後、当社取締役会がその買付行為を評価・交渉・代替案を提出する期間を設けることとするルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めました。この大規模買付ルールが遵守されない場合、株主の皆様の利益を保護する目的で、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じます。

イ．大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づいて当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。なお、大規模買付ルールに基づいて書面等の作成を要する場合には日本語によるものとし、また、資料等を提供する必要がある場合において、当該資料中に日本語以外の言語により作成されたものが存する場合には、提出者は日本語訳を添付していただきます。

(a) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立って、当社宛に、大規模買付ルールを遵守する旨の意向表明書を提出していただきます。

意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、現在保有する当社株式等の数、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

大規模買付行為の提案があった場合には、当社は、適時開示に関する法令および金融商品取引所の規則に従い開示します。

(b) 情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社は、上記意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、提供いただくべき大規模買付情報のリストを意向表明書記載の大規模買付者の国内連絡先に宛てて発送します。

大規模買付情報の主な項目の概要は次のとおりです。

大規模買付者およびそのグループの概要

大規模買付行為の目的および内容

当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

大規模買付行為完了後に最終的に経済的利益を得ることを目的として、当該買付資金を大規模買付者およびそのグループに供給している個人、法人等の概要

大規模買付行為完了後に意図する当社の経営方針、事業計画等

なお、当初提供していただいた大規模買付情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(c) 大規模買付情報の検討および意見表明等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式等の買付の場合、初日を含みません。）または90日間（その他の大規模買付行為の場合、初日を含みません。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

従って、大規模買付行為は、取締役会の意見公表後、または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、必要に応じ独立した外部専門家等（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等を含みます。）の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対して代替案を提示することもあります。

ロ．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したものと判断される場合には、当社取締役会が、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。もっとも、大規模買付ルールが遵守されているものと判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合（以下、かような大規模買付行為を「濫用的買収」といいます。）、当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対策を講じることがあります。具体的には次に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合に、濫用的買収に該当するものと考えます。

真に当社の企業経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合

当社の経営を一時的に支配し当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる目的で、当社の株式の買収を行っている判断される場合

当社の経営を支配した後に当社の資産を買収買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の不動産、有価証券等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかまたは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後における経営方針等を含む大規模買付情報に基づいて、独立の外部専門家等や特別委員会の助言を得ながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的な内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討し、監査役全員の賛同を得たうえで決定することとします。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合であっても、かつ、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当しない場合であっても、当社取締役会として当該大規模買付行為についての反対意見を表明し、あるいは代替案を提示すること等により、当社株主の皆様を説得する行為を行うことがあります。その場合、大規模買付者の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該提案および当該提案に対する当社が提示する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款の認めるものを行わせ、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。

具体的にいかなる対抗策を講じるかについては、当社取締役会が、その時点で最善であると判断したものを選択いたします。

(c) 具体的対抗策発動時に株主および投資者の皆様にご与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守られることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗策をとることがあります。

しかしながら、当該対抗策の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗策をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗策として考えられるもののうち、株式分割および新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

株式分割を行う場合には、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続きは特にありませんが、別途当社取締役会が決定し、公告する株式分割基準日までに株主名簿に記載または記録の手続きを完了していただく必要があります。

新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、当社取締役会が決定し、公告する新株予約権割当基準日における当社の株主名簿に記載または記録された株主に新株予約権が割当てられますので、当該基準日までに株主名簿に記載または記録の手続きを完了していただく必要があります。

(d) 大規模買付ルールの廃止および変更

本対応方針を決定した当社取締役会においては、全取締役の賛成により決議されましたが、当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

なお、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて本対応方針を変更し、または新たな対応策等を導入することがあります。

本対応方針の有効期限は、平成25年6月開催予定の定時株主総会終結後に最初に開催される取締役会の終了時点までとします。

また、有効期限満了前であっても、本対応方針は、当社取締役会の決議により廃止または変更されることがあります。当社取締役会は、本対応方針を継続、廃止および変更することを決定した場合には、その旨を速やかにお知らせいたします。

本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

イ．本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

ロ．本対応策が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、基本方針の内容に記載したとおり、当社の企業価値や株主共同の利益を確保し、向上させることを前提としております。

また、本対応策は、平成19年4月13日開催の当社取締役会にて決定し、同年定時株主総会において、平成22年6月開催の定時株主総会終結後の最初に開催される取締役会の日までを有効期限とし、当社の株式等大規模買付行為への対応方針としてまいりました。

そして、この対応策の一部に修正を行ったうえ、実質的に同一の内容にて更新することを平成22年4月9日開催の当社取締役会で決定し、平成22年6月29日開催の当社第106期定時株主総会において、本対応策の継続に関し、株主皆様のご承認をいただきました。これにより株主の皆様のご意向が反映されておりますので、本対応策は当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

ハ．本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

大規模買付行為の対応策を適正に運用し、当社取締役会に恣意的な判断がなされることを防止するための独立機関として、引き続き特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするために、当社社外監査役および社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等）の中から選任します。

当社の大規模買付行為の対応策が、当社役員の地位の維持目的ではなく、当社の企業価値および株主共同の利益の確保ないしその向上という目的を達成するためには、客観的かつ合理的な判断を行うことが求められるため、重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会は当委員会の勧告を最大限に尊重するものとしております。

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 40,000,000 |
| 計 | 40,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日) | 提出日現在発行数 (株) (平成22年11月12日) | 上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名 | 内容 |
|--------------|--|----------------------------------|------------------------------------|----------------------|
| 普通株式 (注)1 | 10,370,800 | 10,370,800 | 大阪証券取引所市場第二部 | (注)2 単元株式数 1,000株 |
| 計 | 10,370,800 | 10,370,800 | - | - |

(注)1. 当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行しております。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(新株予約権証券)の特質は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権証券は、株価の下落により資金調達額が減少するものであります。

また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得した場合にも資金調達額は減少いたします。

(2) 本新株予約権証券の当初行使価額、修正の基準、修正の頻度、下限行使価額、上限行使価額、割当株式数の上限、資金調達額の下限等は以下のとおりであります。

当初行使価額

533円

修正の基準

毎月第1金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日までの5連続取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額

修正の頻度

1ヶ月に1回

下限行使価額

266円

上限行使価額

1,066円

割当株式数の上限

この新株予約権証券は、株価の下落によって割当株式数が増加しませんので、割当株式数の上限は定められておりません。

資金調達額の下限

532,000,000円(新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限であります。)

当社の決定による新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項があります。

3. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(新株予約権証券)に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(3) その他投資者の保護を図るため必要な事項

この新株予約権証券の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとしております。

4. 提出日現在の発行数には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年5月30日取締役会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日) |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の数(個) | 20 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 1,000株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3 | 2,000,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(注)1、(注)2 | 1株あたり 266円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成18年6月15日 至平成23年6月14日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 268.86044円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 1個に満たない新株予約権は、行使することができないものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1. 行使価額の修正

行使価額は、本新株予約権の発行後、毎月第1金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(但し、終値(気配表示を含む。)のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。

但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が金266円(以下「下限行使価額」という。但し、(注)2による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が金1,066円(以下「上限行使価額」という。但し、(注)2による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

2. 行使価額の調整

行使価額は、本新株予約権の発行後、当社が時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合には、次に定める算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、行使価額は、当社普通株式の分割、無償割当て若しくは併合、又は、時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

3. 割当株式数の調整

行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、（注）2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

4. 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

5. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（新株予約権証券）の特質は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権証券は、株価の下落により資金調達の額が減少するものであります。

また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得した場合にも資金調達の額は減少いたします。

(2) 本新株予約権証券の当初行使価額、修正の基準、修正の頻度、下限行使価額、上限行使価額、割当株式数の上限、資金調達額の下限等は以下のとおりであります。

当初行使価額

533円

修正の基準

毎月第1金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、決定日までの5連続取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額

修正の頻度

1ヶ月に1回

下限行使価額

266円

上限行使価額

1,066円

割当株式数の上限

この新株予約権証券は、株価の下落によって割当株式数が増加しませんので、割当株式数の上限は定められておりません。

資金調達額の下限

532,000,000円（新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限であります。）

当社の決定による新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項があります。

6. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（新株予約権証券）に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(3) その他投資者の保護を図るため必要な事項

この新株予約権証券の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとしております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

| | 第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで) | 第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで) |
|---|--|--|
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個) | - | - |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株) | - | - |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円) | - | - |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円) | - | - |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個) | - | - |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株) | - | - |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円) | - | - |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円) | - | - |

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数 (株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|--------------------------|-----------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成22年7月1日～ 平成22年9月30日 | | 10,370,800 | | 829,600 | | 509,408 |

(6)【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|---------------|-------------------|---------------|--------------------------------|
| 浅香 久平 | 大阪府高石市 | 955 | 9.21 |
| 浅香工業取引先持株会 | 堺市堺区海山町2丁117番地 | 868 | 8.36 |
| 株式会社近畿大阪銀行 | 大阪市中央区城見1丁目4番27号 | 456 | 4.39 |
| 株式会社みなと銀行 | 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号 | 382 | 3.68 |
| 朝日火災海上保険株式会社 | 東京都千代田区神田美土代町7番地 | 365 | 3.52 |
| 日本輸送機株式会社 | 京都府長岡京市東神足2丁目1番1号 | 341 | 3.29 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 | 320 | 3.08 |
| アサカ従業員持株会 | 堺市堺区海山町2丁117番地 | 308 | 2.97 |
| 日本伸銅株式会社 | 堺市堺区南島町3丁1番地1 | 300 | 2.89 |
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 | 200 | 1.92 |
| 象印マホービン株式会社 | 大阪市北区天満1丁目20番5号 | 200 | 1.92 |
| 計 | - | 4,696 | 45.28 |

(注) 当社は自己株式(382千株、持株比率3.68%)を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------------------|----------|----------------------|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 382,000 | - | 単元株式数 1,000株 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 9,873,000 | 9,873 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 115,800 | - | 1単元(1,000株) 未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 10,370,800 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 9,873 | - |

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|----------------------|--------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| (自己保有株式) 浅香工業株式会社 | 堺市堺区海山町2 丁117番地 | 382,000 | - | 382,000 | 3.68 |
| 計 | - | 382,000 | - | 382,000 | 3.68 |

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成22年4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|---------|----|----|----|----|----|
| 最高(円) | 95 | 90 | 84 | 83 | 79 | 79 |
| 最低(円) | 86 | 83 | 74 | 75 | 71 | 72 |

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表については、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となっております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

| | |
|---------|------|
| 資産基準 | 1.3% |
| 売上高基準 | 0.1% |
| 利益基準 | 1.7% |
| 利益剰余金基準 | 2.2% |

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

| | 当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日) | 前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|-------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 846,722 | 789,567 |
| 受取手形及び売掛金 | 1,773,905 | 1,406,071 |
| 商品及び製品 | 932,197 | 873,585 |
| 仕掛品 | 24,230 | 25,876 |
| 原材料及び貯蔵品 | 98,663 | 101,246 |
| 未収入金 | 186,382 | 288,732 |
| その他 | 53,008 | 53,235 |
| 貸倒引当金 | 11,560 | 9,310 |
| 流動資産合計 | 3,903,550 | 3,529,002 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 335,275 | 1 363,780 |
| 無形固定資産 | 25,685 | 29,842 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 450,698 | 473,153 |
| その他 | 449,538 | 445,541 |
| 貸倒引当金 | 9,451 | 9,527 |
| 投資その他の資産合計 | 890,786 | 909,167 |
| 固定資産合計 | 1,251,747 | 1,302,791 |
| 資産合計 | 5,155,297 | 4,831,794 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 1,602,198 | 1,202,683 |
| 短期借入金 | 903,957 | 967,563 |
| 未払法人税等 | 15,050 | 8,915 |
| 賞与引当金 | 45,500 | 35,900 |
| その他 | 147,033 | 142,866 |
| 流動負債合計 | 2,713,740 | 2,357,928 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 112,946 | 94,502 |
| 退職給付引当金 | 156,700 | 151,900 |
| その他 | 29,361 | 25,861 |
| 固定負債合計 | 299,007 | 272,263 |
| 負債合計 | 3,012,747 | 2,630,191 |

(単位：千円)

| | 当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日) | 前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|--------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 829,600 | 829,600 |
| 資本剰余金 | 509,408 | 509,408 |
| 利益剰余金 | 850,544 | 920,910 |
| 自己株式 | 33,995 | 33,886 |
| 株主資本合計 | 2,155,557 | 2,226,032 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 8,458 | 25,672 |
| 繰延ヘッジ損益 | 10,270 | 4,477 |
| 評価・換算差額等合計 | 18,729 | 30,150 |
| 新株予約権 | 5,720 | 5,720 |
| 純資産合計 | 2,142,549 | 2,201,602 |
| 負債純資産合計 | 5,155,297 | 4,831,794 |

(2)【四半期損益計算書】
 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

| | 前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) | 当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) |
|-------------------------|---|---|
| 売上高 | 3,719,997 | 3,596,341 |
| 売上原価 | 2,788,418 | 2,711,061 |
| 売上総利益 | 931,579 | 885,279 |
| 販売費及び一般管理費 | 920,926 | 884,112 |
| 営業利益 | 10,652 | 1,166 |
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 3,594 | 6,275 |
| 受取保険金 | 14,290 | 10,137 |
| その他 | 8,086 | 7,633 |
| 営業外収益合計 | 25,971 | 24,047 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 9,622 | 8,643 |
| 手形売却損 | 3,351 | 2,800 |
| その他 | 1,114 | 13 |
| 営業外費用合計 | 14,088 | 11,458 |
| 経常利益 | 22,534 | 13,755 |
| 特別利益 | | |
| 貸倒引当金戻入額 | 18,404 | - |
| 特別利益合計 | 18,404 | - |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | - | 50,519 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | - | 3,500 |
| 特別損失合計 | - | 54,019 |
| 税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失() | 40,938 | 40,263 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,000 | 11,000 |
| 法人税等調整額 | 17,261 | 876 |
| 法人税等合計 | 22,261 | 10,123 |
| 四半期純利益又は四半期純損失() | 18,677 | 50,386 |

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

| | 前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日) | 当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日) |
|---------------|---|---|
| 売上高 | 1,795,044 | 1,948,929 |
| 売上原価 | 1,369,077 | 1,471,299 |
| 売上総利益 | 425,966 | 477,629 |
| 販売費及び一般管理費 | 447,964 | 442,374 |
| 営業利益又は営業損失() | 21,997 | 35,254 |
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 285 | 708 |
| 受取保険金 | 14,290 | 10,137 |
| その他 | 4,344 | 3,729 |
| 営業外収益合計 | 18,920 | 14,575 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 4,784 | 4,337 |
| 手形売却損 | 1,824 | 1,345 |
| その他 | 136 | 6 |
| 営業外費用合計 | 6,744 | 5,689 |
| 経常利益又は経常損失() | 9,822 | 44,141 |
| 特別利益 | | |
| 貸倒引当金戻入額 | 20,694 | - |
| 特別利益合計 | 20,694 | - |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | - | 1,438 |
| 特別損失合計 | - | 1,438 |
| 税引前四半期純利益 | 10,872 | 42,703 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,000 | 9,000 |
| 法人税等調整額 | 4,286 | 11,809 |
| 法人税等合計 | 7,286 | 20,809 |
| 四半期純利益 | 3,585 | 21,893 |

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) | 当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) |
|-----------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 () | 40,938 | 40,263 |
| 減価償却費 | 40,396 | 34,887 |
| 退職給付引当金の増減額(は減少) | 10,600 | 4,800 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 5,500 | 9,600 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 18,508 | 2,174 |
| 受取利息及び受取配当金 | 5,813 | 8,600 |
| 支払利息 | 9,622 | 8,643 |
| 投資有価証券評価損益(は益) | - | 50,519 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 235,444 | 266,457 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 37,664 | 54,383 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 259,103 | 403,802 |
| その他 | 34,625 | 12,647 |
| 小計 | 109,436 | 132,075 |
| 利息及び配当金の受取額 | 5,862 | 8,481 |
| 利息の支払額 | 9,584 | 8,667 |
| 法人税等の支払額 | 33,842 | 4,933 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 71,872 | 126,955 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | 22,426 | 18,597 |
| 定期預金の払戻による収入 | 26,928 | 24,576 |
| 投資有価証券の取得による支出 | 3,369 | 3,784 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 8,135 | 3,994 |
| 保険積立金の解約による収入 | 14,290 | 19,574 |
| その他 | 25,941 | 16,344 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 18,654 | 1,430 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額(は減少) | 50,000 | 70,000 |
| 長期借入れによる収入 | - | 100,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | 99,574 | 75,162 |
| 自己株式の取得による支出 | 289 | 108 |
| 配当金の支払額 | 19,987 | 19,980 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 69,851 | 65,251 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | - | - |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 16,633 | 63,134 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 746,555 | 700,125 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 729,922 | 763,259 |

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| | 当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) |
|-----------------|--|
| 会計処理基準に関する事項の変更 | <p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第2四半期累計期間の税引前四半期純損失が、3,500千円増加しております。なお、営業利益及び経常利益に影響はありません。</p> <p>また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は3,500千円でありませ</p> |

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

| | 当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) |
|---------------------|---|
| 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 | <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、または一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。</p> |

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

| 項目 | 当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日) | 前事業年度末 (平成22年3月31日) |
|---------------------|-----------------------------|------------------------|
| 1 有形固定資産減価償却 累計額 | 2,188,497千円 | 2,157,767千円 |
| 2 受取手形割引高 | 401,505千円 | 464,510千円 |

(四半期損益計算書関係)

| 前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) | 当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) |
|---|---|
| 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 | 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 |
| (千円) | (千円) |
| 従業員給料手当 283,880 | 従業員給料手当 282,354 |
| 貸倒引当金繰入額 290 | 貸倒引当金繰入額 2,250 |
| 賞与引当金繰入額 40,188 | 賞与引当金繰入額 38,590 |
| 退職給付費用 19,081 | 退職給付費用 11,043 |

| 前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日) | 当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日) |
|---|---|
| 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 | 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 |
| (千円) | (千円) |
| 従業員給料手当 131,963 | 従業員給料手当 134,576 |
| 賞与引当金繰入額 26,612 | 貸倒引当金繰入額 1,630 |
| 退職給付費用 9,484 | 賞与引当金繰入額 25,531 |
| | 退職給付費用 5,480 |

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) | 当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) |
|--|--|
| 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 | 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 |
| (千円) | (千円) |
| 現金及び預金勘定 813,359 | 現金及び預金勘定 846,722 |
| 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 83,436 | 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 83,462 |
| 現金及び現金同等物 <u>729,922</u> | 現金及び現金同等物 <u>763,259</u> |

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,370,800株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 382,634株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 2,000,000株
新株予約権の四半期会計期間末残高 5,720千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成22年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 19,979 | 利益剰余金 | 2.00 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月30日 |

5. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度末に比べて著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度末に比べて著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)

デリバティブ取引は、前事業年度末に比べて著しい変動がありません。

(資産除去債務関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)

資産除去債務の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度末に比べて著しい変動がありません。

(注)第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、第1四半期会計期間の期首における残高を前事業年度の末日における残高としております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第2四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び当第2四半期会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

当社の報告セグメントは、構成単位毎に財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に商品及び製品別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱う商品及び製品について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は事業本部を基礎とした「生活関連用品」及び「物流機器」の2つを報告セグメントとしております。

「生活関連用品」は、ショベル類、アウトドア用品類及び工事・農業用機器類の販売を行っております。

「物流機器」は、電動移動棚、回転ラック、運送用具等の販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 (注)1 | 四半期損益計 算書計上額 (注)2 |
|-------------------------|-----------|---------|-----------|-------------|-------------------------|
| | 生活関連用品 | 物流機器 | 合計 | | |
| 売上高 | 2,716,605 | 879,735 | 3,596,341 | - | 3,596,341 |
| セグメント利益又は セグメント損失() | 129,430 | 19,296 | 110,133 | 108,966 | 1,166 |

当第2四半期会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 (注)1 | 四半期損益計 算書計上額 (注)2 |
|---------|-----------|---------|-----------|-------------|-------------------------|
| | 生活関連用品 | 物流機器 | 合計 | | |
| 売上高 | 1,439,846 | 509,082 | 1,948,929 | - | 1,948,929 |
| セグメント利益 | 84,829 | 1,693 | 86,523 | 51,268 | 35,254 |

(注)1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

| 当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日) | 前事業年度末 (平成22年3月31日) |
|-----------------------------|------------------------|
| 1株当たり純資産額 213円94銭 | 1株当たり純資産額 219円82銭 |

2. 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失等

| 前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) | 当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) |
|---|--|
| 1株当たり四半期純利益 1円87銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | 1株当たり四半期純損失() 5円04銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) | 当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) |
|---|---|---|
| 四半期純利益又は四半期純損失()(千円) | 18,677 | 50,386 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ()(千円) | 18,677 | 50,386 |
| 期中平均株式数(千株) | 9,991 | 9,988 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株 式で、前事業年度末から重要な変動があったもの の概要 | | |

| 前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日) | 当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日) |
|---|---|
| 1株当たり四半期純利益 0円36銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | 1株当たり四半期純利益 2円19銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日) | 当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日) |
|---|---|---|
| 四半期純利益(千円) | 3,585 | 21,893 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式に係る四半期純利益(千円) | 3,585 | 21,893 |
| 期中平均株式数(千株) | 9,990 | 9,988 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | | |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動がありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

浅香工業株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 川井 一男 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奥田 賢 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている浅香工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第106期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、浅香工業株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月11日

浅香工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川井 一男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥田 賢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている浅香工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第107期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、浅香工業株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。